

会議記録（1）

会議名称	第4回北本市子どもの権利委員会
開会及び閉会日時	令和5年10月2日（月） 午後4時00分～午後5時20分
開催場所	北本市役所 委員会室2
議長氏名	委員長 森田 満理子
出席委員(者)氏名	森田 満理子、大木 正仁、茂木 好、関野 友恵 新島 一彦、山内 公貴、須藤 叶夢
欠席委員(者)氏名	山田 裕也、大竹 達也、醍醐 隆
説明者の職氏名	福祉部子育て支援課長 南 豊 福祉部子育て支援課児童相談担当主査 石井 伸也
事務局職員職氏名	福祉部子育て支援課長 南 豊 福祉部子育て支援課児童相談担当主査 石井 伸也 (株)ジャパンインターナショナル総合研究所研究員 大塚 拓 (北本市子どもの権利に関する行動計画策定業務委託業者)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 （1）北本市子どもの権利に関する行動計画の素案について （2）その他 4 閉会
配布資料	第4回北本市子どもの権利委員会次第 資料1 北本市子どもの権利に関する行動計画素案

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>【森田委員長あいさつ】</p> <p>3 議題</p>
事務局	<p>議事の進行につきましては、委員長をお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、議事を進行させていただきます。議題（１）北本市子どもの権利に関する行動計画の素案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題（１）北本市子どもの権利に関する行動計画の素案について、説明いたします。</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料１ 北本市子どもの権利に関する行動計画素案
委員長	<p>説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。</p>
委員	<p>４１ページの「土曜補習」と「ナイトスクール事業」はこれから始める事業ですか。</p>
事務局	<p>現在も実施している事業です。</p>
委員	<p>３９ページの「放課後子ども教室」とは違うものですか。</p>
事務局	<p>別物で、担当課も異なります。</p>
委員	<p>「一日北本子ども市長」は、何人がなれるのですか。</p>
事務局	<p>各小学校から一人ずつで、全部で７人です。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員長	学童保育室と放課後子ども教室は、担当課が生涯学習課と子育て支援課で違いますが、一緒に行ったりしますか。
事務局	「放課後子ども教室」は１７時まで実施で、「学童保育室」は１８時３０分もしくは１９時までとなっています。通常は別々の部屋にて実施していますが、交流事業も行っていません。
委員	４９ページの子どもの権利の相談の部分で確認ですが、今相談する場合は、子どもの権利擁護委員さんのところに行くことになるのですか。
事務局	子どもの権利擁護委員は市役所に常駐していませんので、市役所内に常駐する相談員にまずは相談していただき、相談内容を相談員から子どもの権利擁護委員に上げる流れとなります。
委員	出張の相談に行くのは誰ですか。
事務局	相談員が行きます。
委員	今の時点で、相談の仕方や手段はどんなものがありますか。
事務局	電話、窓口での相談のほか、手紙、相談フォームによる相談があります。
委員	子どもは自分から相談できなかったり、置かれている状況に気づいていなくて発信できないことも多く、そういった子どもを掘り起こす事業はあるのですか。
事務局	子どもの権利に関する事項を普及啓発することで、相談できない子どものことを多くの大人に気づいてもらえるようになることが必要と考えています。
委員	民生委員の活動の中で、そういった子どもを発見することはありますか。

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
委員	訪問した時に、自分のことを素直に相談してくれる人もいるが、そうでない人もいます。
事務局	民生委員の活動も含め、子どもの権利に関することの周知活動を進めていきたいと考えています。
委員長	自分も大事に、他人も大事にする市民になっていかなければならないと思います。
委員	学校での気づきが大事だと思います。
委員	気づけても、なかなか解決には届かないことも多いかなと思います。
委員	問題がある家庭は、健診にも来ないだろうし、色々閉ざしていることが多いと思いますが、それでもそれらを見つけていくことが大事で、自分で発信できない人に対して周りが気づくことが大事だと思います。基本目標7に含めていってもいいのかなと思います。
事務局	ご指摘の内容も含めて、基本目標7のところに厚みを持たせていきたいと思います。 また、29ページの子どもの意見表明の機会の確保について、実際このような意見表明の機会があればよいというものはありますか。
委員	学校のきまりというのは、「校則」という理解でよいですか。 「発言の場」を設けるとなると、学校の先生が立ち会うなどが必要になると思いますが、それは「学校側で設けてください。」となるのですか。
事務局	意見表明の場を設けることについては、全校集会などの場での意見表明が良いのか、学校ごとに違いもあると思いますが、どのようなスタイルとしていくかも含めて検討しつつ、そのような場の設定に教育委員会としても努めていくという

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
	ことかと思えます。
委員	<p>高校では、髪型の規制とか、所謂ブラック校則と言われて いるものについては、毎年生徒会でも取り上げられていま すが、毎年「検討します。」ばかりで変わらないので、「市」 とかが動かないと変わらないのではないかと思います。</p>
委員	<p>「発言の場」を設けるのは北本市として統一するではな く、校則などについては学校ごとによって変わっていくとい う理解でよいですか。</p>
事務局	<p>「発言の場」を設けることは市としての取り組みになり ますが、どういった機会にどのような場になるのかについ ては、学校ごとに検討していくことになるかと思えます。</p>
委員長	<p>「決める」ということは自分たちにも責任があるけれど、 それが生徒、児童主体として生きることとなるのは楽しい ことだと思います。 先ほどの基本目標 7 の内容について、内容を追加できると したら、どこか体系的に入れられるところはあるですか。</p>
事務局	<p>記載の項目については検討します。また、窓口相談だけ なく、相談につながっていない子どもたちを相談につな がるようなものを加えられればと思います。</p>
委員	<p>見守り事業的なものもあればいいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>29 ページの 2-1 について、子どもが参加しやすくする ための配慮として、前回の会議で「事前説明をするとよい」 との意見を出したものを、計画のどこかに入れてもらえ ると参加しやすくなると思います。</p>
事務局	<p>事前説明とは、個別事項で、例えば「ボランティア体験」 がどういうものかについて事前説明があるとより参加し やすくなるということによろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員	<p>事前に説明がなく、例えば唐突に「子ども市長」に、いつの間にか学校で選ばれていたとなっても、大半は「子ども市長」というものを知らないで事前説明が必要ということですよ。</p>
委員	<p>中身がわからなかったら積極的に行こうと思わなくなると思います。</p>
事務局	<p>大事な視点だと思います。</p>
委員長	<p>基本目標 7 の部分を厚くするような「何か」はありますか。</p>
事務局	<p>今後、調整していきます、パブリック・コメントとしてこの素案を市民の方々に見ていただいて、意見を頂戴する機会を 11 月の 1 か月間予定しています。そこで出てきた案を修正箇所への見直し候補として検討します。それを含めた修正案を次回の会議で見ただけのようにします。その際の意見を踏まえた修正を確認後、公開するようになると考えております。</p>
委員長	<p>続いて、議題（２）その他、委員の皆さまからご意見、ご質問等何かございますか。</p> <p>（特になし）</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>【今後のスケジュールについて説明】</p>
委員長	<p>ほかに意見等がなければ、本日の議題については、以上で終わりましたので、議事の進行を事務局に戻します。</p>
事務局	<p>4 閉会</p> <p>森田委員長、ありがとうございました。</p>

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
	<p>委員の皆様には、長時間にわたりましてありがとうございます。 以上をもちまして、第4回北本市子どもの権利委員会を閉会いたします。</p>
<p>事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>令和6年1月15日</p> <p>北本市子どもの権利委員会 委員長 森田満理子</p>	